

令和7年第5回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和7年9月2日					
招集の場所	平群町議会議場					
開会（開議）	9月2日午前9時10分宣告（第1日）					
出席議員	1番 関 順子 2番 須 藤 啓二 3番 岩崎 真滋 4番 長 良俊一 5番 山本 隆史 6番 稲月 敏子 7番 植田 いづみ 8番 山口 昌亮 9番 井戸 太郎 10番 山田 仁樹 11番 森田 勝 12番 馬本 隆夫					
欠席議員	なし					
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 西脇 洋貴 副町長 植田 充彦 教育長 上田 薫 理事 寺口 浩代 総務部長 山崎 孔史 住民福祉部長 松本 光弘 事業部長 西岡 勝三 教育部長 川西 貴通 会計管理者 原益 代 政策推進課長 浦井 久嘉 まち未来推進課長 岡田 康裕 総務防災課長 福井 伸幸 税務課長 勝山 修志 住民生活課長 木崎 広親 健康保険課長 東川 美和 福祉課長 浅井 実千代 こども支援課長 西岡 直美 観光産業課長 竹吉 一 都市建設課長 松本 浩至 教育委員会総務課長 酒井 智志 総務防災課参事 吉田 尚起 健康保険課参事 西岡 亨 都市建設課参事 島野 千洋					

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浅井利育 主幹 高橋恭世 主事 川原千幸
町長提出議案題目	報告第 6 号 議会の委任による専決処分の報告について (平群町火入れに関する条例の一部を改正する条例について) 報告第 7 号 放棄した債権の報告について 議案第 38 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 39 号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 40 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 41 号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 42 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 43 号 平群町農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給条例の一部を改正する条例について 議案第 44 号 平群町実費弁償条例の一部を改正する条例について 議案第 45 号 平群町税条例の一部を改正する条例について 議案第 46 号 平群町体育施設条例の一部を改正する条例について 議案第 47 号 令和 7 年度平群町一般会計補正予算（第 3 号）について 議案第 48 号 令和 7 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

町長提出議案の題目	議案第49号 令和7年度平群町下水道事業会計補正予算（第1号）について
	諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
	諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
	認定第 1号 令和6年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 2号 令和6年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 3号 令和6年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 4号 令和6年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 5号 令和6年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 6号 令和6年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 7号 令和6年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 8号 令和6年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 9号 令和6年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第10号 令和6年度平群町水道事業会計決算の認定について
	認定第11号 令和6年度平群町下水道事業会計決算の認定について
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 3番 岩崎真滋 4番 長良俊一

令和 7 年 第 5 回 (9月)

平群町議会定例会議事日程（第1号）

令和 7 年 9 月 2 日 (火)

午前 9 時 開議

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 報告第 6 号	議会の委任による専決処分の報告について (平群町火入れに関する条例の一部を改正する条例について)
日程第 5 報告第 7 号	放棄した債権の報告について
日程第 6 議案第 38 号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7 議案第 39 号	特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第 40 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第 41 号	平群町議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 10 議案第 42 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 11 議案第 43 号	平群町農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給条例の一部を改正する条例について
日程第 12 議案第 44 号	平群町実費弁償条例の一部を改正する条例について
日程第 13 議案第 45 号	平群町税条例の一部を改正する条例について
日程第 14 議案第 46 号	平群町体育施設条例の一部を改正する条例について
日程第 15 議案第 47 号	令和 7 年度平群町一般会計補正予算（第 3 号）について
日程第 16 議案第 48 号	令和 7 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 17 議案第 49 号	令和 7 年度平群町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
日程第 18 訪問第 1 号	人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めるこ

について

- 日程第 19 諒問第 2 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める
について
- 日程第 20 認定第 1 号 令和 6 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定につい
て
- 日程第 21 認定第 2 号 令和 6 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳
入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 3 号 令和 6 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 23 認定第 4 号 令和 6 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第 24 認定第 5 号 令和 6 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 25 認定第 6 号 令和 6 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 26 認定第 7 号 令和 6 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第 27 認定第 8 号 令和 6 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第 28 認定第 9 号 令和 6 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第 29 認定第 10 号 令和 6 年度平群町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 30 認定第 11 号 令和 6 年度平群町下水道事業会計決算の認定について

開 会 (午前 9 時 10 分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

感染症予防の観点により、本定例会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。よろしくお願ひいたします。

町長より、北村都市建設課主幹が病気休暇のため、本定例会を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和7年平群町議会第5回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願ひいたします。西脇町長。

○町 長

皆様、改めましておはようございます。

本日は、令和7年第5回平群町議会定例会を開催をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用のところ、お集まりを頂き、誠にありがとうございます。

議員の皆さんには、町政の運営に対し御理解と御協力を頂いておりますこと、御礼を申し上げます。

9月に入り、初秋の季節となりましたが、今年は猛暑や線状降水帯の発生による記録的豪雨による大雨等により、各地で災害が発生しました。8月に入ってから、全国各地で気温が40度を超える日が続いた。8月5日には群馬県伊勢崎市で国内観測史上1位となる41.8度を観測しました。また、全国各地で線状降水帯が発生し、記録的な大雨となり、道路冠水や河川の増水、氾濫、土砂災害、家屋への浸水など、大きな被害をもたらしました。特に鹿児島や福岡、熊本などで線状降水帯が相次いで発生し、九州の各地で記録的な大雨となって被害が相次ぎました。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方の御冥福と一日も早い復興を祈念申し上げます。

さて、6月の定例会から本定例会までの主な平群町の出来事でございますが、6月25日には、住民の皆様や職員の出迎える中、核兵器全面禁止、核廃絶国際条約の実現等を目指し、原水爆禁止国民平和大行進として平群町を訪問いただきました。核兵器のない平和な社会実現に向けて取り組んでまいります。

7月は、差別をなくす強調月間であり、毎月11日は人権を確かめあう日と設定し、人権問題解決に向けた取組を行っており、7月11日には、人権、命の尊さへの町民集会を開催いたしました。また、「皆違う顔で、でも同じハート」と題して、上方落語協会の笑福亭松枝様より御講演を頂きました。この集会を

契機といたしまして、さらなる人権意識の高揚と人権教育の取組に向け、関係機関との連携はもとより、学校関係者、地域住民の皆様の御協力を頂き、豊かな人のつながりや、相手を思いやる心を大切にし、互いの人権を尊重できる社会を築くため、今後とも皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

7月20日には参議院議員通常選挙が執行されました。平群町での投票率は3年前の参議院選挙と比べ、2.93ポイント上昇し、66.01%でした。

8月2日に史蹟を守る会、夏季講演会が、町内外の多くの歴史ファンの方々に来場いただき、奈良市埋蔵文化財調査センター学芸員の村瀬陸先生から、「4世紀の倭王権－佐紀古墳群と富雄丸山古墳－」と題して御講演を頂きました。

8月16日に第7回中央公園盆踊りが開催されました。夏の夜の音頭のリズムに合わせて踊るひとときは触れ合いの時間を共有でき、地域の絆を深める貴重な思い出となつたと思います。

今年は国勢調査の年であり、国勢調査は日本に住んでいる全ての人を対象として、人口や世帯の状況、就業や住まいなどを調査する国の最も基本的な統計調査であり、大正9年から5年ごとに実施され、今回で22回目の年となります。10月1日の調査基準日となり、8月17日、国勢調査員説明会を開催を行いました。

戦後80年が経過しようとする今年、戦後生まれの世代が多く占めることになり、戦争の記憶の風化が懸念されております。8月23、24日の両日、平群町総合文化センターにおいて、「2025年 平群平和のための戦争展」が開催されました。原爆投下により広島、長崎が壊滅してから本年で80年、第2次世界大戦終結から80年を迎える、戦争体験者の高齢化が進むと同時に、日本人から戦争の記憶が薄れつつあるのも現実であります。この戦争展は、過去の戦争の悲惨さを改めて認識し、二度と戦争を起こさないために、平和の尊さを未来へ語り継ぐことを目的として開催されました。皆様とともに平和な未来を築いていくために、この戦争展が有意義なものとなることを願っております。

8月30日には、平群町職員労働組合によります子どもたちの明日のために平和をつなぐ戦後80周年記念イベントが開催されました。未来の子どもたちに核兵器も戦争もない平和で住みよい豊かなまちにするために取り組んでまいりたいと思います。

民間事業者との防災協定につきましては、7月10日にスギホールディングス株式会社と災害時における防災協定を、8月28日、信貴山観光ホテルと防災協定を締結いたしました。

8月29日には自治連合会主催の県外研修が行われました。今回は、堺市総合文化センターで体験型の研修を受け、総合的な防災スキルの向上を目指しま

した。平群町では、地域防災力の向上を町の重点施策と位置づけ、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりの取組を進めてまいります。

さて、9月定例会は、令和6年度の一般会計、特別会計の決算を審議していくだけ議会であることから、1年間の事務総括ということでよろしくお願ひいたします。

次に、令和6年度決算状況について御報告申し上げます。

令和6年度の出納閉鎖の結果、令和6年度一般会計の決算は、実質収支で約4億8,300万円の黒字となりました。単年度収支及び実質単年度収支は約1億6,900万円の黒字決算となりました。特別会計、水道事業会計、下水道事業会計についてですが、各会計とも実質収支は黒字か収支同額となりました。国民健康保険特別会計では実質収支がゼロ円で、赤字補填として約500万円の基金を繰り入れました。介護保険特別会計では、実質収支はゼロ円、実質単年度収支は約4,400万円の赤字決算となりました。決算の内容の詳細につきましては、決算書並びに成果報告書、附属資料を添付をしておりますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく報告に記載の数値である経常収支比率は88.2%、昨年より0.2ポイント改善、実質公債費比率が11.5%と、昨年度に比較して1.2ポイント改善しております。また、将来負担比率につきましては117.5%と、昨年に比較して23.2ポイント改善となりました。財政調整基金は10億8,900万円で、標準財政規模の20.4%となりました。

財政の健全化を示す財政指標においても、実質公債費比率や将来負担比率は徐々にではありますが、改善傾向にあります。全国的に見ても健全財政とは言えず、平群町の財政状況はまだまだ厳しい状況が続いており、平群町緊急財政健全化計画に基づき、健全な財政運営が確保できるように取り組んでまいります。議員各位におかれましても、この状況を御理解いただきますようお願いいたします。

本議会では、令和6年度の会計決算の認定11件と条例の一部改正9件、一般会計補正予算、介護保険特別会計補正予算及び下水道事業会計補正予算、諮問案件2件、報告案件として、議会の委任による専決処分が1件、平群町債権管理条例に基づく債権の放棄についての議案の審議をお願いしております。併せて、いずれの議案につきましても慎重審議いただき、可決、認定、同意を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付していたしております議事日程表のとおりです。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により3番、岩崎議員、4番、長良議員を指名いたします。本定例会会期中、よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から9月19日までの18日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月19日までの18日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

9月 2日（火） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願ひします。

9月 4日（木） 決算審査特別委員会（一般会計） 午前9時より

9月 5日（金） 決算審査特別委員会（特別会計・各事業会計）

午前9時より

9月 6日（土） 休会でございます。

9月 7日（日） 休会でございます。

9月10日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

9月11日（木） 本会議（一般質問） 午前9時より
9月13日（土） 休会でございます。
9月14日（日） 休会でございます。
9月15日（月・祝） 休会でございます。
9月19日（金） 本会議（最終日） 午後2時から
以上でございます。

○議長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。山口議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山口昌亮）

去る8月22日、午前10時より議会運営委員会を開催いたしました。

案件につきましては、本日からの第5回定例会の議会運営についての協議をいたしました。

その中で、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙、これについては、8月27日までの届出となっており、候補者の届出が選挙すべき議員の数を上回っている場合は最終日に選挙をすることとなっておりましたが、届出が選挙すべき議員の数を上回らなかったので、選挙を行わないこととなりました。なお、当選人につきましては、高取町議会議員、新澤良文氏です。

また、7月24日午後2時より、議会運営についての協議も行っております。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

続きまして、7月4日及び8月6日に開催されました新庁舎建設特別委員会の報告を求めます。植田新庁舎建設特別委員会委員長。

○新庁舎建設特別委員長（植田いずみ）

それでは、報告をさせていただきます。

去る7月4日金曜日に新庁舎建設特別委員会を開催いたしました。

案件につきましては、新庁舎建設に係る論点についてであります。当局より説明をもらい、協議を行いました。

また、8月6日水曜日も同じく委員会を開かせていただきまして、案件につきましては、議会エリアに出された意見についてであります。当局より説明をもらい、協議を行いました。

以上、新庁舎建設特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長

続きまして、8月27日に開催されました総務建設委員会の報告を求めます。
関総務建設委員会委員長。

○総務建設委員長（関 順子）

それでは、総務建設委員会より報告させていただきます。

令和7年8月27日水曜日、午前10時より総務建設委員会を開催いたしました。

案件につきましては、執行後における政策評価についての質疑を行いました。
以上でございます。

○議 長

続きまして、8月27日に開催されました文教厚生委員会の報告を求めます。
稻月文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（稻月敏子）

それでは、文教厚生委員会より報告をさせていただきます。

令和7年8月27日水曜日、午後2時より文教厚生委員会を開催をいたしました。

案件につきましては、執行後における政策評価についての質疑を行いました。
以上、文教厚生委員会より報告をさせていただきます。

○議 長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第4 報告第6号 議会の委任による専決処分の報告について
(平群町火入れに関する条例の一部を改正する条例
について)

の報告を求めます。事業部長。

○事業部長

それでは、報告第6号 議会の委任による専決処分の報告について御説明を
させていただきます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書でございます。専決日は令和7年8月1日でございます。

次のページをお願いいたします。

平群町火入れに関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせて
いただきます。

次のページをお願いいたします。

提案理由でございます。内容については、記載のとおりとなっております。

続いて、別添の改正概要をお願いいたします。内容でございます。1、気象

等の注意報の名称変更、第14条関係でございます。注意報の名称について、改正前は異常乾燥注意報となっているところ、改正後は乾燥注意報に変更となっております。

この条例の内容につきましては、森林法の規定に基づきまして、造林のための地ごしらえや開墾準備、害虫駆除、焼き畑を目的として火入れを行う場合には、森林の適切な管理と火災予防対策として、市町村長の許可を必要とするものでございます。

また、第14条では、乾燥注意報が発令された場合には火入れを行ってはならないことなどについて規定をしております。

2、施行期日、公布の日、専決日の令和7年8月1日から施行でございます。

なお、今回の注意報の名称変更については、過去に変更されていたことが判明いたしましたので、改正をさせていただいております。大変遅くなつての改正となり、申し訳ございませんでした。

以上で報告第6号の報告とさせていただきます。

○議 長

続きまして

日程第5 報告第7号 放棄した債権の報告について
の報告を求めます。総務部長。

○総務部長

それでは、報告第7号 放棄した債権の報告について、御説明申し上げます。

この債権放棄の報告につきましては、平群町債権管理条例に基づき、議会に報告するものでございます。

それでは、債権放棄の内容について御説明申し上げます。

まず、債権の名称、そして条項、事由、件数、人数、金額という形で御報告させていただきます。

まず、債権の名称につきましては、住宅使用料でございます。管理条例の適用条項につきましては、第9条第1項第1号で、事由につきましては、資力回復困難でございます。債務者の方が生活困窮状態でございまして、連帯保証人の方も亡くなられてるということでございます。件数につきましては43件、43か月分でお一人の方で、金額につきましては、59万5,900円でございます。

また、下段、衛生施設使用料でございます。第9条第1項第1号で、同じく資力回復困難で、件数は54件、54か月分で5万4,000円となっております。この方が同一の方です。

続きまして、住宅使用料ということで、第9条第1項第5号で、債務者の方

が亡くなられていることでございます。債務者の方が亡くなられまして、相続人は相続放棄をされております。連帯保証人の方も亡くなられてるということでございます。件数につきましては 116 件、116 か月分で、お一人の方で 126 万 4,700 円となっております。

下段、衛生施設使用料、第 9 条第 1 項第 5 号で、同じく債務者の方が亡くなられておられます。件数につきましては 108 件で 108 か月分、金額につきましては、12 万 200 円でございます。

債権放棄の合計といたしまして、321 件、321 か月分で、お二人の方で 203 万 4,800 円でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きまして

日程第 6 議案第 38 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 39 号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 40 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 41 号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 42 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 43 号 平群町農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 44 号 平群町実費弁償条例の一部を改正する条例について

以上 7 件については、会議規則第 37 条の規定により、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。

まず、議案第 38 号の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第 38 号 提案理由説明

○議長

次に、議案第 39 号、議案第 40 号、議案第 41 号、議案第 42 号、議案第

43号、議案第44号の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第39号 議案第40号 議案第41号 議案第42号 議案第43号
議案第44号 提案理由説明

○議 長

これより議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号に対する質疑に入ります。山口議員。

○8 番

定額制から実費に変わることですけれども、昨年度のそれぞれの条例の実績について報告していただけますか。

○議 長

福井課長。

○総務防災課長

お答えします。

7議案についてのそれぞれの質問でございますので、順にお答え申し上げます。

まず、議案第38号です。

一般職に伴う宿泊の実績につきまして、令和6年度は4件ございました。ただ、いずれの出張につきましても研修であるやら、各種団体からの要請に基づいての旅費ということなので、町費による負担はございません。

続きまして、議案第39号、特別職、町長、副町長に関わる令和6年度の出張でございます。

町長は3件ございました。副町長はゼロ件でございます。町長の3件につきましても、先ほどの一般職と同様に町費の負担はありません。

次に、議案第40号、教育長の出張でございますが、教育長も宿泊を伴う出張は2件ございました。ただ、いずれも町費による負担はないという実績になってございます。

続いて、議会議員の議員報酬の改正、議案第41号です。

令和6年度は、議長が4件、その他、副議長、議員はゼロ件でございました。議長につきましても、議長会、県町村議長会等の負担となっておりますので、町費の負担はないということになってます。

議案第42号以降ですね、42、43、44につきましては実績がなかったということになっております。

以上です。

○議 長

山口議員。

○8 番

その職員の研修で町の負担ない、その主催者側が持つというのは、これ具体的にはどういうことなの。ちょっと説明してもらえるか。

○議 長

福井課長。

○総務防災課長

失礼します。

今、職員の人材育成のほうで、例えば、千葉にありますアカデミー研修、滋賀県大津にございますJ I A M研修、こちらが全国市町村の職員研修センターになっております。そちらの施設利用という形で、負担金支出によっての宿泊となってございます。

以上です。

○議 長

山口議員。

○8 番

分かりました。結構職員の研修があって、その研修センターで泊まるから、全部向こう持ちということになるわけ。だから、交通費だけで済むわけやね。分かりました。

あと、その町長の場合は多分町村長会の出張とかですけど、どうなんですか、普通東京都までね、陳情とかされるというのはよく聞くんですが、以前、昔どうだったかちょっと分かんないですけれども、一般的に私が知ってるところでは、県内の市町村長もしょっちゅう国会、それから霞が関、私が秘書をしてたときも何人か、たまたま私が向こうに行ってたときにお見えになったこともありますし、そんなん、西脇町長、あんまりそれはしないんですか。しなくとも、してどうなのというはあるかもわからないんですけど、何も省庁だけじゃなしに、当然国会のほうとかも含めてですね、県内選出の国會議員、特にここの場合は高市早苗衆議院議員はめちゃくちゃ大物ですから、そこに陳情するとか、また国の政策を平群町として打ち出す場合に、こういうのないかとかいう調査なんかは電話でもできると思うんですが、やっぱり現地行って、いろいろ向こうの省庁の担当者なんかと話するのも私は大事なことだというふうに思うんですが、その辺はあんまりそういうことには興味ないし、やっても無駄だということですか。その点どうですかね。

○議 長

西脇町長。

○町 長

山口議員の質問にお答えさせていただきます。

陳情等々については、東京へ行く全国大会のあるときとか、そのときに合わせて陳情等に行っております。

○議 長

山口議員。

○8 番

いや、だからそうじゃなくて、それに合わしていくのは、もちろんそれはそれで無駄がないからいいんですけど、それとは別に、無理に行けと言っているんじゃないですよ。平群町として、今財政大変や、大変やと、こう言ってますけども、その中でもですね、やっぱり国のひもつきの事業とか、いろいろやってるわけですから、そんなんで、できるだけこちらから、もちろんこういう事業をしたいというような希望もあって引っかかるようなものがあればですね、積極的に電話とかですね、秘書を通じてとかいうことじゃなくて、直接行って向こうの省庁の担当者なんかに話を聞くということも大事だというふうに思うんです。その辺、もうちょっと積極的にやりはったほうがいいんじゃないかというふうに私は思ってるんです。

旅費を削るというのは、私はちょっとどうかというふうにも思うんでね。無駄にもなりませんし、そのことが大きな成果につながる場合もあるんで、ちょっと今みたいなそれで十分というふうな言い方じゃなくて、やっぱりトップが動いて積極的に政策を進めていくというのは大事だというふうに思うんで、ちょっとその辺は、もう答弁は、もう1回ちょっと、今後、積極的にやっていきたいというふうに思われるんであれば、そう答えてください。

○議 長

西脇町長。

○町 長

いろいろ御提案いただきましてありがとうございました。

今後につきましては、トップセールスについては積極的にやってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより議案第38号に対する討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第38号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第38号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして、これより議案第39号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第39号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして、これより議案第40号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第40号について採決を行います。
本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第40号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして、これより議案第41号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第41号について採決を行います。
本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第41号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして、これより議案第42号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして、これより議案第43号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第43号 平群町農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして、これより議案第44号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第44号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議

ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第44号 平群町実費弁償条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第13 議案第45号 平群町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第45号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○8番

ちょっと順次質問します。

まず、インターネットによる公示送達、実際に行うのはもうちょっと後になるみたいですけれども、国会でもいろいろ議論があったようです。本町の場合ですね、どのようなときにそのインターネット送達を実施するのか、全てにおいてするのか、その辺、どのように考えているのか、まずお聞きいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

どのような場合にということですけども、現在、公示送達につきましては行っております。主に納税通知書等でございますが、そちらのほうにつきましては、今現在、その公示送達している部分に併せてインターネットを利用する方法を実施していく予定でございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

じゃあ、通常公示しますよね、今でも。それも全部インターネットでも、両方でするということか。両方にするということでいいですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

議員お述べのとおり、両方を併用して行っていくということでございます。

○議 長

山口議員。

○8 番

国会でね、プライバシーの問題とかですね、例えば国会での審議で、氏名や公示送達の対象者であるなどの情報が容易に拡散される側面があるということで、国のはうもですね、プライバシーに配慮して具体的な運用を検討していくと、こう答弁してたんですが、その辺の通知は国や県から、この辺注意してやってくださいとかいうのは来てますか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

確かに、国のはうの議事録等を見ましたが、そういういた議論もありまして、一方で、インターネットを用いたことに伴いまして、送達を受けるべき人がその送達を了知することができる可能性を高めるものもあるということでございます。ただし、個人情報とかそういうのがありますので、今現在、国税通則法等では、送達すべき書類の名称から送達すべき書類を特定するために必要な情報という形が公示事項とされてきたと。これを具体的といたしまして、書類を送達する根拠法令や税務当局におきまして、送達すべき書類の名称等の情報をひもづける記号等で公示をしていくことも考えられるとしています。

そのようなことから、町として具体的に配慮することとしましては、書類の名称とか対象の住所の記載しない方法とかも今現在検討しているところでございます。まだ、詳細に伴う国から県からこのようにといった通知はまだ届いてない状況ではございます。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○8 番

国会ですね、今の公明党の委員長ですけれども、斎藤鉄夫国土交通相がですね、安全性の担保を目的としている場合は、引き続き確実に担保されることが大前提だと答弁を国会でしてるわけですね。また、河野太郎デジタル相もですね、現在の技術では目視と同等の安全性や実効性の確保ができない、規制の見直しは困難だと、こういうようなことも述べてるんですけどね、ちょっと県

を通してね、実際やる場合に、その辺、もちろん確実にできるかどうかは別にして、やらざるを得ないということであればですね、それは時代の流れだからある程度仕方ないんでしょうけども、私も細かいプライバシーのこととか分かりませんけども、ちょっと県を通じてしっかりとね、こういう場合、こうというものをしっかりと聞いてもらって、国のはうがどう考へてるかも含めて、これ、実際まだいつから実施するか決まってないわけですね。だから、それまでちょっと時間あるわけですから、しっかりとその辺、町としても調査していただきたいというふうに思いますけど、どうですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

個人情報といたしまして、ネット上ではそういった氏名とかが拡散されるといったことは容易に考えられることでありますので、施行期日まで時間もありますので、慎重に町としても取り組んでまいりたいので、県とかに相談しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

じゃあそれはそういうことで。

あと、次に特定親族特別控除の創設ということで、この資料ね、議会へ報告のときに出さなかん資料ですよ、どう考へたって。もうとっくの昔に国から來てるわけだから。事前に渡した質問の中で、だから私、それ書いてたでしょう。だからこれ、出てきたんだと思うんですけど。ちょっとその辺はね、特にこういう住民の暮らしに直接関わる問題ですからね。国の法律が変わって、それでこれが変わってきて、御存じの103万円の壁からの話ですよ。これ、またこれからも変わっていくかもわかんないですけれども、その辺ちゃんとしっかりとね、事前にですね、条例で出す以上ですね、早め早めに知らせていただきたいということは再度お願いしておきます。

それでですね、給与所得控除の最低額が55万円から65万円に引き上げられると。これ、ちょっと一つずつ聞きますけど、この恩恵というのは年収110万円から190万円の給与所得者に限られるわけですけれども、昨年度の実績での平群町の対象者の人数と影響額、どうなってますか。

○議長

総務部長。

○ 総務部長

住民税の所得割非課税基準につきましては所得が45万円となりますので、恩恵を受ける人は給与収入を100万円超え190万円以下となっていくというものでございます。

昨年実績におきましては、この給与所得者で、かつ所得割が課税されている対象者につきましては859名の方。推定減収税額につきましては、町税分では約454万4,000円程度と見込んでおります。

以上でございます。

○ 議 長

山口議員。

○ 8 番

454万4,000円程度ですね。ここしか恩恵がないわけですから、多くの人が本当なら10万円引き上げられたら全部なればいいんですが、そうはならないと、今回の場合。それは分かりました。

それからですね、大学生年代の特定控除について、これについては、子どもたち、子どもって、大学生のアルバイトなどでの収入、103万円以内だった親の扶養控除、これまで45万円ですけれども、これが今度上がりますが、48万円か、48万円が58万円に上がりますけれども、それが120万円まで拡大するということで、それ以上の、さっき、この表で出てる188万円までは一定の控除があるということですけれども、この部分の改正についての昨年度実績による対象者の人数と影響額、それも説明してください。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

特定親族特別控除の対象者につきましては、今、22名と見ております。推定減収税額につきましては、町税分で約46万2,000円と見込んでおります。

以上でございます。

○ 議 長

山口議員。

○ 8 番

結構少ない、それだけ大学生でアルバイトしながら、今まで控除、アルバイトをしててという。ただ今後、大学生、もっと働けというような、本当はおかしい話なんんですけどね。大学生は働くより勉強しないと駄目なんんですけども、いずれにしても、今まで以上にアルバイトしても親も控除が受けられるという

ことで、その部分については悪い話ではないんですけども、一方でそういうもっと働きという変な話になるんではないかというふうになりますけれども。

それから、扶養控除の引上げによる個人住民税の影響額、これはもちろんこれらの減収については、さっき来聞いてる話についてもですね、国から減収補填があるというふうに思うんですが、それも含めて答えていただけますか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

扶養控除の影響額の人数ですけれども、対象者につきましては 115 名程度と見込んでおりまして、推定減税額につきましては、約 268 万 9,000 円と見込んでおります。

扶養控除の国の補填についてなんですかとも、私たちもいろいろちょっと調べてるんですけど、今のところ、国の補填の情報というのがまだ町としてちょっとつかめていない状況でございます。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○8 番

これ、来年 1 月 1 日、ただ、県税、市町村税については当然今年度の収入で決まるということですから、今年度じゃなくて来年からですよね、だから実際に減ってくるのは。来年度の税収ということで、個人住民税等減ってくると思うんです。所得税の場合は 1 月 1 日からですから、もう来年の、再来年になるのか、地方税は。再来年になるな。だから、来年の収入で再来年に、要するに変わってくると。1 年遅れるねんな。分かりました。

影響額は、だから 115 人で 268 万 9,000 円。ただ、減収全体については、ただ試算できるでしょう、今年度の税収、100% 決まってませんけども、去年の確定申告で当初の個人住民税の税収というのはある程度捕捉してるわけだから。これによって、どれだけ個人住民税が減少になるかというのは今は分からぬみたいな話だったけど、計算できないということ、これは。どうなんですか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

山口議員の質問に対するお答えなんですかとも、実際、先ほど来からそれぞれの対象人数と町税分、幾らというのをお答えしてるとと思うんです。この合

算が影響額だと思うんですけど。それでお願いしたいと思います。

○議 長

山口議員。

○8 番

それ分かってんねやったら、それ答えたらええん違うんかいな。いや、私が計算して出せって、勝手に。いやいや、それは構へんけど。分かりました。そういうことです。今まで、さっきから答えたやつの合計がそうなるということですね。分かりました。

それと、最後にたばこ税のほうですけどね、一つはね、これ、全国で100億円の增收見込みと国は言ってるんですけど、平群町は、じゃあこれの変更で税収額というのは幾らぐらい増えるんですか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

たばこ税につきましては、申告によって納税していただいているということなんですけれども、内訳とか数量その他の詳細については、町には全部の資料はないということで、試算ができないというようなことなんですが、ただし、ここ3年の収入状況は令和4年度の税額で8,502万1,000円、令和5年度の税額で8,759万2,000円、令和6年度で税額で8,701万4,000円となっています。

そういう状況、今の現状なんですけど、今回、加熱式たばこの課税方式が見直されて、ただ、紙たばこは一方で減少傾向であるというふうには見込んでおります。そういう中で、加熱式たばこは増加傾向にあるけれども、全体としては現状に近い状態で推移していくものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○8 番

分かりました。

それともう1点ね、市町村たばこ税都道府県交付金制度、この調整率の見直しというのが今度のことであるらしいんですけどね、このたばこ税について。これは、ちょっとこれについて説明してくれるか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

今の分なんですけれども、ちょっとまだ調整のそういうふうなことについては、資料とか、ちょっと情報のほう、こちらの町としましてまだありませんので、改めてちょっとその分については確認したいと思います。

○議 長

山口議員。

○8 番

いやいや、だから市町村たばこ税都道府県交付金制度って何なの、その調整率って何なのということを聞いてるわけ。その見直しの内容を聞いてるわけじゃなくて。それは、まずこれはどういうことなのかの、今まであまり聞いたことなかったもんだから、それで聞いてるんですよ。

○議 長

税務課長。

○税務課長

申し訳ございませんが、ちょっと勉強不足でその分が今分かりませんので、ちょっと調べさせていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第45号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第45号 平群町税条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第14 議案第46号 平群町体育施設条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育部長。

○総務部長

議案第46号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○8 番

いや、これ、何のためにするの。今の説明やったら全然分からへんねんけどな。

○議 長

教育部長。

○教育部長

現在もちょっと課題というのがあるんですけども、現在の指定管理者なんですかけれども、消費税の課税事業者というふうになっております。このため、利用料金収入に対しまして消費税の申告というのも必要になるんですけども、現在の利用料金は町の条例で定められておりまして、消費税を、これは加えた金額ではございませんので、結果としましては内税という状態で指定管理者が支払う形となっております。また、あと利用料金につきましては減免する制度もございまして、この減額された部分というのは指定管理者の収入から減なつてるのが現状でございまして、町のほうの収入にするということで、これが全て解消されるというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○8 番

ということは、もう全部町の収入として扱うということに変えるわけですね。いやいや、だから、もちろん消費税の関係とか、もちろんそれは分かるんやけど、何で今まで、今までじゃあ消費税はずっと払ってるわけでしょう。公共施設使って消費税払ってるわけやな。今までじゃあこれは何でほったらかしにな

ってたの。最近気ついたんですか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

少し前からこういう議論もあったんですけども、指定管理者になられる業者によりましてその辺は変わるということがありますので、この辺は、今まで今の状態であったということで、利用料金制という形でなってたんですけども、この辺も一定、我々の中でも内部で議論した上で、両方できるように改正していって、今後、良い方向で対応していくならなというふうに考えております。

○議 長

山口議員。

○8 番

ちょっと素朴な疑問で悪いんやけどね、じゃあ業者が収納したら消費税払って、町のほうが収納したら消費税を払わんでええと、こんな二重になるわけか。そんな二重にしてええの。いやいや、そこはちょっと全然説明になってへんやんか。まだ来年からってなってるけど、ちょっとそこんとこ、もっとちゃんと説明してよ。いや、私のほうが理解が不足なんか分からんけど。

だって、今の説明で消費税が町やったらかかるらしいというんだったら全部町の収入にして、指定管理にはそういう指定管理との契約にすればいいんじゃないの。その分を町のほうから支払うというような。そうでないと、消費税分、要するに消費税として、住民が払ったその使用料が一部消費税になっちゃうわけでしょう。そこんとこ、両方に何とかならへんのか、それどうなの。そういうことなの。

○議 長

教育部長。

○教育部長

今は公益財団法人というのが指定管理しますんで、いわゆる課税事業者という形になりますので、収入につきましては、一定消費税の申告が必要というふうになるんですけども、町の直営でやっていくというふうな場合も含めましてですね、町の収入になった場合には、そこについては、もともと条例には消費税の還付はつけておりませんので、その辺の申告というのは必要ないというふうな形です。

○議 長

山口議員。

○8 番

だったら、全部町が一旦収入したらええの違うの。いやいや、分からんで、それ。いろんなあれがあるから、指定管理のいろいろあるから分からんけど、そこが、これだけ書いてたって分からんでしょう。条例でこう変えたからって。じゃあ、消費税の扱いどうなんのかだけ、今でなかっても別にええけど。いや、だってそれやったら全部消費税払わんとええ方法にしたほうが町のほうもいいわけでしょう、当然。その説明、全然今のじや分からへんで。何を言ってんのか分からへんわ。そこを分かるように説明してよ、そしたら。当然、部長は分かって説明してんねやろう。だから、両方取るの。要するに、地域振興センターが収納したらそれは消費税かかるねんな。町のほうに納めてもらったら消費税はかかるへんねんね。その両方をやるというわけやね。いや、可能になるっていうんやったら分かるけど、どっちか1本にしたほうがええのと違うの、それやったら、整理してちゃんと。そんなややこしいことせんと、消費税払わん方法にやるのが一番ええのと違うの。

いや、そこをちゃんと説明してよ。そんなん、ええほうに従う、町にとって得になるようにしたほうがええに決まってんじやない。いや、その説明が曖昧やから、みんな分かった、今まで。どうなん、教育委員会だけ分かってんの、それは。いや、よう知らんけど。町の財政上の問題もあるわけでしょう。住民が払う使用料でしょう、基本的にね。

○議 長

教育部長。

○教育部長

今回の改正につきましては、地方自治法のとおりですね、本来町の収入になるんですけども、今の条例そのものは指定管理者のみの収入になるというふうな規定になっておりますので、両方可能にするということで。ほんで、実際どっちにするかというのは指定業者とのもちろん話というんですか、そのことになると思います。

○議 長

山口議員。

○8 番

初めからそう言ってくれたらええのに、だから。条例はそういうふうに変えると。当然それは消費税払わんとええほうにしていくというのは、普通誰が考えたってそうやから、初めからそういうふうに答えてくれたらいいねけど、じゃあ今後そういう話しをして整理するということでいいですね。

○議 長

答弁いいですか。

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第46号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第46号 平群町体育施設条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

10時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時22分)

再 開 (午前10時40分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

日程第15 議案第47号 令和7年度平群町一般会計補正予算（第3号）
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○ 総務部長

議案第47号 提案理由説明

○ 議長

これより本案に対する質疑に入ります。関議員。

○ 1 番

この概要のところの3ページですけれども、ごみ袋ですね、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の930万円をごみ袋に考えていただいたということですね、すごくいいのものに考えていただいたなと私は思っております。

しかしですね、住民さんのお声をいろいろ聞いてましたら、やはり現物給付がいい、ごみ袋は要らないという方も結構中には多いんですね。もしですね、現物給付で930万円なのでそんなに、少額ですけれども、これを現金で住民さん1世帯ずつにお配りするとしたらどんな感じになりますでしょうか。ちょっと教えていただけますでしょうか。

○ 議長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

今回、交付金の配分額が930万6,000円ということで、人口を約1万8,000人、世帯数を8,300と仮定した場合、1人当たりの配分額としては517円、1世帯当たりに換算しますと1,121円というような計算になるかと思います。

以上でございます。

○ 議長

関議員。

○ 1 番

かなりな少額ですので、ちょっとなかなか現物は難しいなということですね。20リットルのごみ袋ということで、私自身はすごい自分の家も20リットルをよく使うのでと思ってますけれども、やはり今、本町も高齢化しておりますので、なかなか、10リットルのごみ袋でもですね、1週間に1回も出さない御家庭も多いそうでございます。ですので、20リットルとお聞きしましたけれども、これはまた、10リットルと何か合わせてとか、そういうふうなお考えはできるものでしょうか、お尋ねいたします。

○ 議長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

こちらの事業につきましては、先般の全員協議会のほうでも御説明をさせて

いただいたんですけども、今のところ、4種類あるごみ袋のうち、20リットルが一番よく使われるということになりました、20リットルを選択させていただいてます。組合せのやり方については、かえって経費がかさんでしまう可能性もあるということで、まだちょっと詳細については今詰めているところなんですけども、今の時点としては20リットルでいかせていただきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

関議員。

○1番

そうしましたら、20リットルでもう確定ということなんでしょうか。もう、これはちょっと変えることはできないのでしょうか。百歩譲って、その10リットルもね、やはり高齢者さん多いですので、入れてもらいたいなというふうに思うんですが、またその辺、ちょっとお考えいただきまして、どうでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

貴重な御意見ありがとうございます。事業者等の対応もございますので、検討のほう、少しさせていただいて、ちょっと十分な結果になるとは限りませんが、検討のほうはさせていただきたいと思います。

○議長

関議員。

○1番

ありがとうございました。では、どうぞよろしくお願ひいたします。

そのほかのところでですね、同じこの3ページで、白石畠路線の安全対策事業費の予算措置のところですけれども、これは生駒市への清掃センター委託に伴います予算措置だと思いますけれども、具体的にこれはどの辺の部分をどういうふうに予算取られて、消耗品とか手数料ですか、どういうふうな内訳になつてますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

お答えさせていただきます。

まず、消耗品につきましては、一部U字側溝がございますので、そちらのU

字側溝にグレーチング、蓋がけをいたしまして、約40センチの幅員確保を行いたいと思っております。長さにつきましては2か所を考えておりまして、約47メートルを考えております。

続きまして、手数料でございます。白石畠路線なんですけども、何か所か見通しが悪い部分がございますので、樹木伐採を伴いまして、見通しの確保を図ってまいりたいというふうに考えております。そちらのほうが5か所のほうを考えております。

続きまして、維持補修工事でございます。そちらのほうなんですけども、一部、カーブミラー等によって見通しの確保を図りたいというふうに考えております。そちらのほう、カーブミラーが2基設置予定です。また、路肩が一部沈んできている部分がございますので、そちらのほうの路肩補強を約8メートル、木杭によって補強したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

関議員。

○1 番

細やかにありがとうございます。早速取りかかっていただくよう。

このグレーチングのところ、補修のところというのは、具体的にどの辺なんですかね、教えてください。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

場所につきましては、清掃センター側のほうのU字側溝が備えつけられてる部分にしか蓋がけが、今ちょっと技術上無理なので、場所的に言いますと、清掃センター寄りのU字側溝というふうに考えております。

以上です。

○議 長

関議員。

○1 番

分かりました。では、丁寧にどうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議 長

植田議員。

○7 番

今、関議員のほうからもありましたごみ袋の関係です。

私のところにもいろんな方から連絡というか、あれ、どういうことということで、民報なんかにも書かせてもらってたので、そういうところで御意見来ます。確かに、毎日ごみは出ますので、必要なものであるとは思うんですが、やっぱり、一番よく出る20リットルにしたというふうにおっしゃるんやけども、やっぱりいろんな家庭があるわけですよ。だから、20リットルでは全然、家族が多いところでは、あるいは子どもさんがたくさんいてはるところでは45リットルはやっぱり通常よく使うというところもありますし、先ほどちょっと例もありましたように、お一人暮らしの高齢者やったら10リットルでも余るという声もあって、現物をそのままばんと送りつけられても、非常にこれ、使い切るのに何年かかるねんというふうな声なんかもちょっとお聞きをしてるんですね。

そういうところで、やはりもう少しこの問題については、今からできるかどうか分かりませんけども、現物を送るんではなくて、ごみ袋の引換えのチケット的なものね、そういうものに変えてそれぞれの御家庭が、言わば自分とこに必要なものを、そのチケットを使って交換して使えるようにするというふうな形での、やっぱり何ていうんですかね、せっかくの交付金ですので、住民の側に立った立場で、やっぱりそこまでいろいろ考えてほしかったなというのはすごくあるんですけども、そこら辺のチケット制にするとかということは、今からでも可能なのであればぜひ検討していただきたいんですけども、そのことによって、商店が今、お店が持つてはる部分での在庫を吐くことも可能になってきますのでね、送りつけちゃったら、商店での抱えてる部分が売れないという部分も出てきますし、そういう部分も含めてね、ちょっとその点について行政側の意見を聞いておきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

チケット配付という形は取れないかという御質問でございます。

我々もいろんな実施方法、検討比較をしました。まず、前段としまして、先ほどもあったように交付金の額が限られるということと、チケットの配付に当たりましても、郵送料、印刷代、その他の事務がかかるということもありまして。また、他市町村で実施されてる事例ではごみ袋を現物給付されてる这样一个事案もございましたので、そちらも十分検討はした経過とはなっております。御指摘の部分はよく分かるんですけども、我々としても現物でお渡しするのが一番効率がいいかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長

植田議員。

○ 7 番

そうかなと私は思うんですけどね。今、現物を送るにしたって、梱包して送料かかるわけでしょう。限られた金額やったら、別に今回送る量的なものね、そこまで、その内で収めるということもチケットであれば郵送料も限られますし、私はそちらのほうがより住民にとっては使いやすいんじゃないかなと思うし、自分たちの必要なところでの選択ができるという部分ではね、住民に選択を委ねるということでは、私は決まったものを全部に配付するよりかは、やはり住民の立場に立った形でのお金の使い方ではないかなというふうに、今のちょっと課長の答弁では私自身はあんまり納得しないんですけどね。そういう部分でね、じゃあ今からできないのかできるのか。できないのであれば、そういうことも含めて今後きっちりとやっぱりね、住民生活も含めた中できちっと状況や住民の声を聞いて対応するべきだと思うんですけど、その点についてお答えください。

○議 長

総務部長。

○総務部長

チケットの交付ということですけれども、今課長から説明申した点と、前回クオカードを交付したときに皆様から御意見頂いたときに、家から出れない方はどうするんだ、高齢化率が高いからという話の部分がございました。今回、そういうことからチケットを送っていただくと、チケットを持ってその交換所まで行くということが、多分、高齢化率の高い平群町ではなかなかしんどいのかなというのもございますし、今回はそういった前回の御意見等、いろいろ様々お伺いした中で、今回、梱包等を含めて各戸配付をさせていただくといったところに至ったところでございます。

以上でございます。

○議 長

植田議員。

○ 7 番

もう言いませんけれどもね、ごみ袋買いに行くから、その手間のために送ったんだということをおっしゃったんやけど、ごみ袋は必要であるので、皆さん、何らかの方法で買いに行けるんですよ。別に本人が買いに行かなくても、チケットを持って買いに行ってもらって持って帰ってもらうという方法もあるのでね、やっぱりそういう細かな住民の立場に立った対応をしていただきたい。

ごめん、もう1点。

もうとにかく、今の現物給付はもう変えることはできないと、そういう理解でよろしいですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

申し訳ございません。今の実施方法で実施したいというふうに考えております。

○議長

山口議員。

○8番

全協のときも言ったけど、安易な方法を取り過ぎなんですよね。930万6,000円、それを効果的に使いたいということでしょう。さっき、関議員の質問に、1人当たり幾ら、1世帯当たり幾らという金額を出してましたけど、930万円というのは国の交付金であって、今回あなたたちが考えたこの事業、実際使う金は幾らですか。入ってくる分も計算すればですね、全部で2,480万円を住民の皆さんにごみ袋として配付するわけでしょう。つくる金はそこまで要らんけども、実際にごみ袋として利用した場合、2,490万円の効果があるわけでしょう。ということはですね、2,490万円引く930万6,000円、その差額が、町が実際にこの事業で、収入が減るのも含めて考えればですね、正味の金額なわけですよ。その金額が、計算すると1,559万4,000円。じゃあ、これも含めて2,490万円を住民に1人ずつ配ったら3,000円でしょう、1世帯当たり。じゃあ3,000円を1世帯当たり配ったらしいじゃないかと。さっき1,000円にしかならないみたいなこと言ってたけど、そうじゃないでしょう、今度の事業。そういうことですよね。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

交付金の事業ということですが、この交付金の事業につきましては、まず、現金による一律の給付というのは交付金の制度上認められてないということで、まずその制約があります。交付金の使途としまして、今、物価高騰に困っておられる家計や事業者への負担軽減策ということで検討を行ったところでございます。議員おっしゃるように、確かに収入が減りますが、今回の交付金の趣旨、目的に沿って住民さんに還元していくということを第一義に考えまして、この事業を計画したところでございます。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

いや、別に現金で配れと言ってるわけじゃなくて。要するに、2,490万円町が今度の事業で使うお金。国から入ってくる金は960万円ね。2,490万円使えるわけじゃないですか。だから、2,490万円をこの物価高騰の中でどう使うかというのは考えるわけでしょう。そこんとこのことを言ってるわけですよ。それやったら、別に現金でなかったって、例えば、この前クオカードでしたけど、要するに、何が言いたいかというと、この前も言ったけど、960万円で物価高騰の事業、ちょっとでもしなさいと、住民の皆さんに、今の生活が大変なのを少しでも援助しましょうと。これはこれでええんです。それに対して町がそこにはほぼ1,560万円を町が負担して、全部で2,490万円、住民の皆さん的生活を助けてますと、それが一世帯当たり3,000円ですよ。それもええんです、ええんですけどね、あなたたち今まで、例えばですよ、一番近いところで、今年の1月の臨時議会で国の交付額が1億2,555万3,000円。これで要するに物価高騰対策をやりなさいということで何をやったかというと、クオカードですよね、一つは。それから、給食費の無償化、低所得者支援、これ全部使ってるんです。これ、交付額1億2,555万3,000円で、じゃあ一般財源幾ら使ったか。38万6,000円ですよ。これは予算的に。実際決算はどうなったか知りませんが。1億2,000万円もらって、町の一般財源は38万円で事業をやったんです。この種の交付金はずっとそういうふうにやり方をやってきたわけです。それがいいとか悪いとか、今回、町のほうがようけ出すんだからあかんと言ってるんじゃない。そんだけ使える金があるんだったら、もっとさっきから出てる、関さんから言われてる、住民に現金で配らなくたって、クオカードを配れるわけだから、そういうふうなものを買うのに使えるとか、もちろんその場合に手数料とかかかるから、全額それに使えるかどうかは別ですけども、そういうことだって考えられるわけでしょう。

何がね、もうこの間、全協のときから腹立たしいかというと、金がないといって、1,500万円も簡単にね、国が960万円くれたから町が1,500万円使って住民に還元しますよと。いや、悪いことじゃないけども、これまでの町長らが言ってきたことと全然違うじゃないですか。でしょう。だから、そこんとこをもうちょっと整合性持ってやるべきじゃないかと。

今回、水道は使えませんから。本当なら水道に使うのが一番手っ取り早いですね。全体にと。ただね、その全体にというのもどうなのかと思うんです。

前回、さっき挙げたやつで言えば、全体にはさっきのはクオカードだけなんですよ。あと給食費というのは学校の子どもたちだけですし、低所得者支援もそうですし。だから、そういうね、ちょっとだから、何か全員に配らなあかんという発想でなくともいいと思うんです。この前もちよっとと言いましたけど、昨日、今日の新聞でも言ってましたけど、もう過去最高の暑さで、去年、おととしをまた更新したということで、相当な暑さです。40度超えたとこ、いっぱい出てるわけでしょう。そしたら、要するに、生活が大変な人たちのクーラー、特にクーラー、無償でつけますよというのは、それ困りますという人いてるんですよね。何でかいいうたら、つけてもらっても電気代払えないから使えないという、そういう声まで出てるんです。ということはね、そういうところに少しでもというんであれば、今のは極端な話ですけれども、電気代補助をするとかね、一定の例えれば非課税世帯を対象にするとか、そういうことも含めて福祉的なことを考えればよかったですんじゃないかなと、今さら言って変えろとは言いませんけども。ただ、町の負担が1,500万円、国の交付税引いたらそうなることは間違いないですね。それ、福祉のほうで答えてもらえますか。そういうことになりますよね、その分収入入ってこないんだから。1年ということではないんですけど、1年半とかかかるって、その点どうですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

先ほどから議員おっしゃっていただきておりますごみ袋、売上げに対する町の収入ということでの御試算だということで理解しておりますけれども、議員御試算していただいておりますとおり、減収になるということは間違いございません。

○議長

山口議員。

○8番

ちょっとこれ町長に聞きたいんですけど、今回ることは別にして、今後もちろん、今みたいな状況ですから、国から交付金として、金額の多い、少ないはあるでしょうけれども、こういう交付金があってですね、例えば、今やったら物価高騰対策とかいうことで出てきますけども、こういう交付金があれば、今回みたいに、もう住民のためなら、要するに町の一般財源がもらった交付金よりも多かってもいとわずそういうことはやりますよと。そういうことも含めて、今後もこういうことはあり得ますよということでおろしいですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

すみません。いろいろ御意見を頂戴しております。

まず、今回の事業なんですけども、やはり一定事業を実施するには一般財源が必要であるということはあるんですけども、ただ、今までの交付金に際しては確かに議員おっしゃるとおり、なるべく一般財源をという形で抑えてやつてきた事情もございます。そのときと今が違うのは、まず交付金が、今でも1月ときでも1億2,000万円、それ以前というのは2億円、3億円あったかなというふうには考えております。そういった中で、一定一般財源等を多く出さなくても交付金の目的を達成できたのかなとは考えています。しかし、今回平群町全体で930万円という額の中で、一般財源を抑えて手数料はかからず事業を実施したとしても、物価高騰に対する住民さんへの支援というのは薄いのではないかというようなことも考えました。

そしてまた、物価高騰というのは、全員が皆さん感じておられて、大変な時期でございますので、なるべくその交付金を生かして、第一義的に町民全体の皆様へ還元できるようにといったことを考えて行ってきておりました。こういった事業というのはなかなか皆様、事情等が違いまして、どんな事業を、たとえしたとしても、なかなか皆さんに御納得いただけるというのは本当に難しいことかなと思いますけれども、今回につきましては、そういった事情で、ごみ袋の配付で全員の方々に手元に届くといった施策を考えたところでございます。

今後、交付金等がございましたら、また、どの額がどれぐらい来るのか、そしてまた、目的がどういった形で来るのかを踏まえて、その都度その都度、検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○8 番

まあそのとおりでしょう。金額少ないから、その少ない金額ではなかなか住民の皆さん役に立つのは難しいから、今回、町の負担は増えるけれども実施するという今の答弁だと思うんですね。今後も、金額が多いときは別にそこまでしなくともできるだろうけども、少なかった場合は町としてもそういう方法も取り得る可能性もあるという今の答弁だったと思うんですけど、それだったら初めから2,980万円、ほぼ3,000万円の予算でできることを考えたらよかったです。町が出せる部分がそんだけあるんだったら。

私が思ったのはね、今回のはたまたま入りのほうで減るから、すぐには町の

ほうの負担にはならない。だから、今回の補正予算だけ見ても、一般財源として出ていくのはですね、もともと一般財源として最初出るのは100万円ちょっとですから、だからこれを取ったというふうに。それと、ほかに全世帯を対象にしてやる事業というのはなかなか難しいから、そこは分かるんですよ、分かるんですけど、それだったら、初めからじゃあ3,000万円使えるんだつたらですよ、もうちょっとほかの事業もできたんじゃないのというのもあります。これはもういいです。

それとね、さっきからも出てました、関さんも言いましたし植田議員も言いましたけど、住民の皆さんからね、特に高齢者の皆さんから、さっきから10リットル、要するに20リットルは困るという声が相当あるんです。だけでは使い勝手が悪いと。もちろんそのとおりです。だから、どういうやり方をするか分かりませんが、もちろん分けて製作、いろんなもん作ったら、その分経費増えますし、今の予定しての金額ができるのかどうかは別ですよ、10リットルプラスとか30リットルプラスとかして分けるとすれば、余計経費増えますよね。しかし、それも含めてね、本当に喜んでもらえる、そのために、少々町の持ち出しがあってもいとわないんだというんであれば、10リットルや、4種類あるわけですから、4種類全部するかどうかは別にして、そういう配慮も本来必要じゃないか。検討するとさっきおっしゃったけども、来年1月から配付すると、この前の全協では言ってましたよね。製作に時間が当然かかりますから。だから、その辺ね、もうちょっと1回ちゃんと検討し直して、この事業はこの事業でいいですけれども、20リットル1種類というのは、非常にうちでも、昨日までに4件電話かかってきましたから、だからちょっとその辺はもう1回町のほうでも検討すべきだというふうに思いますが、それはさっき検討するとおっしゃったけれども、時期的にはもうそんな時間ないんでしょう。その点も含めてどうなんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

貴重な御意見、本当にありがとうございます。

我々としてもすごく悩んでるところ、ございまして、今頂いた意見を、時期的なことにつきましては、速やかに業務の発注をしないといけませんので、それも含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長

馬本議員。

○ 12 番

しかし、先ほどの議論ずっと聞いててな、山崎部長何で謝るねん。よう聞きや。これ、映ってんねん、ユーチューブで。18日、議長のあれで全協ありますよということで招集されてる。この件について招集されたでしょう。そのときに、こういうことでこうなるよと一定のものは、やっぱり全協に臨むに当たっては勉強しやなあかんな。それは議会議員の務めや。当たり前や。何もなしで行かへんで。

この間、全協のときどうやったん。代案誰か言うたんかいな。ごみ袋云々と言うてはって、代案誰か、こんなんしたらええんや、福祉事業の云々とかいう話は出たけど、具体的な話出てないやないか。ここに至って何やねん。議案として出てきてんねん。

僕が言いたいのはね、18日の全協に対して、自分がそのとき思いつかへんかったら、議長にまた申し出て、全協をもう1回、議長してもらわれませんかと、私はこういう案が今ええと思いますと申し出たらええねや。議長、申出あったか。

僕はね、思いつかないいろんな方法何やかんやといってね、そんなこと言うたら、行政何も考えられへんで。行政を責める場所と違うで、わしら議会議員は。提案する場所やで、提案。共に両輪のごとくと言うたらええねん。やっていったらええねん。俺はそう思うで。

今まで俺も9期目やけど、こんなんやったら、平群の管理職、絶対に新しいいろんな政策、出したら反対される。けれども、それはそれとして、議長に申し出て全協してください、こういう政策を考えていますという議会運営になってると違うの。ええことやん。そのそこで言うたらええやん。こうこうしてって。何でここでみんなに怒らんなんの、行政側に。それ、残念でしゃあないわ。

これ、ユーチューブ見たら平群町議会の恥やというふうに私は思うで。議会議員は提案したらええねん。いろんな方法、全然、結局議会議員は考えてへん、具体的なこと。今までの話を聞いてたら。これを配付することによって、例えば20リットル配付したら、住民が持てきはったら10リットルに変えてとか、そういうやつはまた議論は議論でええやん、それはそれでな。けれども、持てこられる人はええわ、持てこられん人もいてはる。そうやったら、そのときに全協でそう言うてたやないの、これ。山崎部長、何であなたが考えた政策に謝るねん。謝ったら予算計上しなさんな。何で補正予算に予算計上したんやというふうになりますよ。

いろんなお方、いてはります。僕にもね、実は昨日、電話かかりました。どういうて電話かかったんか。馬本さん、こうこうやって電話かかりました。私、

ごみ袋反対ですねん。あ、そうですかと。どういうことですかと。いえ、私はその20リットル使ってません。隣の云々の人も10リットル使うてはりますとか、それは住民のいろんな電話かかりますよ。僕にもかかりましたよ。僕は僕でね、商品券配っていただいたら一番いいですと、こないおっしゃいました。1,000円でも2,000円でも結構ですって。現金配ったらあかんのやろう。違うの。

今後な、僕はね、僕自身の気持ちやで。議長、今後全協されて、こんな案、いろんな案、議案になるまで、例えば議員がちょっと全協をもう1回しておくんなはれとか、そういうことを申し出たらちょっと聞いて、また全協を開催するようなお気持ち持っていたら、本当に行政と議会が住民のために両輪のごとくやっていかんなら、これからは行政側は新しい政策はおそらく議会へ出したらまたクレームつけられるというふうな感覚を持たんでくださいね。安易な謝りをしないでください。謝るんやったら、僕が今言つたように、予算計上しやんといつてください、補正予算に。僕は今後そういうふうに思いますんで、僕自身の、議長、考え方ですんで、ひとつよろしくお願ひします。

○議長

ほか、ございませんか。山口議員。

○8番

今の馬本議員の意見聞いてましたけど、基本的には全協とか委員会で、当然町はこういうことをしたいというのを議会のほうに事前に説明していただく、これはもうこれで大事なことです。ただ、そこの場では決定する場じゃないですから、当然その場でいろいろ質問したり、町の答弁聞いたりはしますけども、決定するのはあくまでもここです。ただ、今馬本議員がおっしゃったように、こここの場に来て、町が提出して議案まで出てるの、じゃあこれ修正するのかという話になってくるわけですからね。当然その場合、町のほうが、議員からこの場でいろいろ聞いてですよ、じゃあちょっと修正しますというの、できないわけではないんです。また、議員から修正動議出せばできないことはない。ただ、その前にもっと何で全協開いてくれとか、全員でもっと意見言いたいからこうしてくれとか言わへんねやということだと思うんですけどね、いや、もちろんそれは大事だと思うんです。それは大事ですけれども、でも、住民の声を聞く、僕にも4件しかかかってませんから、それは住民、多くの人がみんなそう思ってるということではないんですけどもね、でもやっぱりちょっと違和感持ってるというのがあったから、当然こういう正規の公式な場で議員として意見として言うというのは、それはそれでええと思うんですね。

これについては、さっき言ったように、検討していただけるなら、この予算

の範囲内で、要するに修正かけないでもできるんであればですよ、それはそれで検討すると言ってるわけやから、検討していただきたいというふうに思います。

この件についてはそれで結構ですけれども、あとですね、平群駅前歩道整備事業、これ、用地購入費が 141万4,000円、補償費 1,359万4,000円とこうなってますけど、これ、それぞれその積算根拠を教えていただけますか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

お答えさせていただきます。

まず、用地購入費につきましては、不動産鑑定に基づきまして、平米単価 6 万 5,000 円に購入予定面積が 21.75 平米を掛けた金額でございます。

また、補償費につきましては、補償コンサルの補償調査結果に基づく算定でございます。内訳といたしましては、建物の移転補償が 1,055 万 5,200 円、工作物の移転補償が 35 万 2,400 円、動産移転が 37 万 4,100 円、移転雑費が 216 万 3,600 円、立ち木等の補償が 14 万 8,700 円、それの積み上げが今回の要求額というふうになっております。

以上でございます。

○議長

ほか、ございませんか。馬本議員。

○12番

私もちょっとお聞きしたいところあるんですけども、ページで言うたらね、中学校の太陽光、これ修理されるでしょう、18 ページか。これね、僕、予算のときにちょっとこれ出したことあるねん。これね、太陽光で中学校、この 10 か所のうち 5 か所は止まってるよと指摘してん。それで今回されるんですか。まずそれから聞かして。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今現在、故障により計測ができない部分についての解消をするということでございます。今現在、中学校のほうの太陽光のパネルにつきましては、発電はしてるんですけど計測ができない状態で、数値が不明だということで、そちらの解消を行うための予算を計上しております。

○議長

馬本議員。

○12番

この資料、これ予算の当時の資料やで、今年の資料ね。計器故障により確認不可と書いてあんねん、中学校な。これ100万円、年間、最初ね。それより、総合スポーツセンターどうなってるの、これ。防災の関係の大事なとこや。420万円上がってるねん、最初。今どうなってるの、これ。計器故障により確認不可、これも教育委員会の施設と違うんか。どうやねん。何でここしやへんの。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

総合スポーツセンターにつきましては、令和5年のほうから発電はしてるんですけども、計測ができない状態。それから、令和6年度につきましては、ちょっと発電もできないという状態になっております。

今現在、その故障について、修繕のほうを考えておるんですけども、こちらの施設は約10年を経過し、パワーコンディショナーのほうも一度故障もしておって修繕もしている状態です。そのような形になってますので、パワーコンディショナーも含めた大幅な更新が必要ではあるかと考えており、そちらの財源等も含めて今検討している状態でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

平成28年の7月に設置されてんねんね、この施設ね。これ、何で僕がここを言うかというのは、ここは避難所やで、あんた。防災のときにはドクターへりもあっこへ着くような施設になってんねやろう。これ、10月な、ここに書いてあんねん。発電不良と書いてあんねん。ということは、もう全然発電していないねん。ということは、そんでええのかいな。もう撤去するんかいな。

これは言うとくよ。防災補助もうた仕事やで、覚えてんで、ちゃんと。その下のプロパンタンクというのを地下に埋めてあるやろう。自家発電、これもみんなそうやってんで。それも70%交付税で返ってきたやつやな。たしかそうやと記憶してんで。これまだ10年たっていないねん。これ、適化法の関係とかどないすんねん。適化法は最低10年やないか。違うの。直さなあかんということを言うてんねん、俺は。防災の拠点やで、あそこ。避難所になってんねんで。そこら辺、部長はどのように考えてはるのか。

○議長

教育部長。

○教育部長

今おっしゃられたとおりの以前に設置した部分ということでございまして、今課長からも申し上げましたけども、修繕をすると、改修するという方向で今検討しておるところなんですけども、費用面、いろいろ財源も含めて検討して、できるだけ早いうちに補正予算を組んで解消したいと思っております。

○議 長

馬本議員。

○12番

竹か何か知らん、もういっぱい生えてるからな。僕も見てきたで、言わへんけど。そやから、速やかに対応していくということを今おっしゃったんやから、ひとつ速やかな対応を期待してますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長

山口議員。

○8 番

平群小と北小の体育館の空調設備、これ、この前の説明でイニシャルコストが平群小学校の場合ということで1億3,500万円ということでしたけども、それを大分下回った予算計上になってるんですが、これはどこの部分が、この前、全協では機器費、工事費、諸経費ということで書いてもらってたんですが、どこが下がったのか、その点説明していただけますか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、全協のほうの資料なんですけども、こちらにつきましては、まず、空調の熱源であったりとか、その機能を比較するための経費の積算ということで、概算の金額であったということです。その後、空調の機器の選定を行い、詳細な設計を行った結果、結果として全体的に3割程度下がったということでございます。

○議 長

山口議員。

○8 番

それやったら、そのとき分かってたら、ある程度そのときに、実際に資料を取ったらこういうふうになったというのは説明していただきないとね、何か、それこそ何のために開いてんのというふうに。比べるのはええけど、実際じやあそれよりも安くなって、そりや安くなったら別に構へんねけど、ちょっとそ

の辺はもうちょっとしっかり説明してくださいね。

それからですね、ちょっと2点ほど。一つは公債費、今回この空調設備ともう一つ、道路とありますけども、今、その利息って、金利上がってきてるというのを聞いてるもんですから、これ5%以内となってるんですけどね、実際のところ、今どうなってるのか、その辺ちょっと説明していただけますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

利率です。現在のところ、約2%、1.9%から2%とか、そういった事態になってます。日銀のほうでも利率の見直し等がされてますので、その影響が今後出るということは、一応想定はしております。

○議 長

山口議員。

○8 番

ありがとうございます。

ちょっと上がってきてる、前は1%切るというか、1%程度やったというふうに思うんですけど。

それとですね、法人住民税、820万円返還するというのがありましたけど、これ、もうちょっと、結構金額、1社でそれだけの返還金があるのか、何か、どういうことでそういう返還金になったのか、その点どうですか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

私のほうからお答えさせてもらいます。

一応、法人のほう1社で、今ちょっと言われてましたけども、確かに大きな法人さんがありますと、どうしてもその分の決算取ったときの税額等が大きくなります。そういうようなところについては事前に申告してもらって、予定で納めもらいます。ただ、それが前年の分の収益等になります。それで、結果、次年度に確定した分について再度計算したところ、ちょっと収益が落ちたというところについては還付が発生てくるということなんです。ただ、それが大きくなる、何百万円とか、事前に納めているところはまたそれを返さないといけないという状況が起きますので、その今回還付金、ちょっと大きな分ですけども、発生したということ。それと、全体的に修正申告と、再度申告されるとか所得の更正等もありますので、それを含めたものとして御理解をお願いしたいと思います。

○議 長

ほか、ございませんか。森田議員。

○11番

資料の3ページ目の、先ほどもありましたが、北小学校と中学校の空調設備工事なんですけども、努力されて、いろいろイニシャルもランニングも安いもので採用を決めていただいたことは非常にありがたいなというふうに思うんですけども、この施設、空調、体育館としては教育委員会なんですね。防災拠点としては総務防災課なんですね。緊急時ですね、ということは防災拠点になるわけですけども、その辺の打合せはしていただけてると思うんですけども、実際の段になってですね、電気であればスイッチを押してすぐだと思うんですけども、ガスとなると、非常に難しい問題があるんじゃないかなと私は推測してるんですけども、その辺の協議はこれからなんですか、もうやっておられるんですか。防災になればですね、複数の方が見ておられるようになるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、こちらの空調機器を設置するに当たりまして、総務防災課の防災担当と一度協議をしたことはございます。ただ、避難所として実際使う段になれば、もちろん誰もが使えるような形にしていかなければなりませんし、実際工事が完了して、その施設を我々が引渡しを受けた時点ではそういうことも、使い方も十分詳しく教えていただくことになると思いますので、そこは庁舎内で情報共有したいと考えております。

○議 長

森田議員。

○11番

ぜひともお願ひします。マニュアルをつくっていただいてですね、防災のときは複数の利用になる可能性が大だと思いますので、責任者も含めて、よろしくお願ひしておきます。

○議 長

ほか、ございませんか。須藤議員。

○2番

大分皆さん、同僚議員さんから意見が出されたんですが、ごみ袋の配付の件なんですが、全協の場でも申し上げたんですが、袋を配付するという側面、当

然あるんですが、その中身は当然ごみなわけで、主に生ごみだという御指摘もさせていただいたんですね。帰ってもう一遍聞いてみたんですけど、うちの夫婦2人の場合だとですね、週に1回、ミニがやつといっぱいというふうに聞いたんですね。ほかの方にもその辺り、結構お聞きしたんですが、比較的多いんです。特に、御夫婦2人で暮らされててという方のごみの量というのは本当にそのレベルのようなんです。

全協の場でああいう話を差し上げて、その後、住民の方から同僚議員さんも皆さん意見をお聞きされたようなんですね、やはりそういう住民の声をこういう場で届けて聞いていただきて、それを反映していただくというのは、私は非常に大事なことですね、もちろん全協の場でしっかりした議論ができれば、馬本議員おっしゃるようにね、もっと速やかに議論が進むのかというふうなことも思うんですが、ただ、住民の方の意見もしっかりとこういう場で反映させていくということも実は非常に大事な点だと私は思っております。特に、町長、副町長ですね、ごみの減量化にも取り組んでいただいて、今回こういう形でごみ袋を配付しようということですからね、やはり、配って有効だということがないと、本当にちょっとね、ざっと計算しただけでも3年あるんですよね、一つ1袋としましてね。ミニじゃなくて20リットルで1週間といったらがらがらです、正直言って。それで出していくのかというのは、ちょっとやっぱり方向としては逆行やと私は思うんですね。そういうことも含めて、町長、副町長あたりからしっかり検討しようという、ちょっと御答弁いただけんかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議 長

西脇町長。

○町 長

それでは、須藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに、ごみ袋のこの件について、全世帯に配付させてもらうんですけども、それとは別に、分別の徹底と再資源化を併せて普及啓発をし、家庭でのリデュースやリサイクルの意識を高め、ごみの発生抑制と適正処理が継続されるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。長良議員。

○4 番

一つだけ聞かせてください。

白石畑の安全対策事業の予算措置で、こうやって平群町は生駒市へごみを4

月1日から持っていく。それであって、二つの事業部、話し合いをしてね、あの道を毎日、今度は大きなトラック、必ず毎日のように日参する。雨の日も風の日も来る。僕は、そういった意味では、こうやって予算措置して準備に入ったんやなと思うんですけども、この9月定例議会、12月定例議会、3月定例議会と、あと定例議会2回ありますけどもね、またこうやって歩いて回ってみたら、ここ不備あるんやと、やっぱりこうやってせなあかんのやと。この前も事業部長、いろんな答弁で歩いて回って見たんやとおっしゃってましたけどね、僕この予算措置、ちょっと少なくて大丈夫かなと。夏場やからこんでいけるけど、秋冬と来てね、やっぱりあの坂、ずっと毎日登っていって、ごみ回してくれるわけです。我々の旧大字のところの旧道でも、ああやっていろんな、滑り止めじゃないけども、置いたりしてくれます。1年を通じて皆さんから集めるごみを回す、そういった意味でも、この最初の1回目の予算措置のこの300万円ぐらいで大丈夫なんかなと。それはやっぱり、住民生活課の方々も、こんだけのごみが来るんやと、道路の人たちとともに、あの道を使う以上、安心・安全で考えて、この予算措置でいけるというふうに思ってこの予算措置が上がってきたかどうかだけ、確認の意味も込めて教えてください。

○議長

事業部長。

○事業部長

ただいまの質問で、安全対策、これで十分かというような御質問かと思います。

考えられる全てのことについては、一応一通り、2回ほど歩いて確認しております。全体に道路が狭隘で狭いんで、待避所もいろいろ検討はしますけども、全体的にどこが待避所があつてるのであるのかというところでいろいろ検討もしますんで、そのところについてはまだ特定はしませんけど、検討ができ次第、また所有者とも協議しながら、また確定して、そういう対策も今後考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○4番

何でそんな、もう2回もしてもらってね、しつこくやるか、言うてしまうか。やはり、我々のごみに対する事業は、外へ持っていくざるを得ない時代がもう来てしまった。そういった意味では、次、し尿もそうですけど、生駒市にお願いしながらね、事業形態、町を守っていく、そういった意味で、やはりち

ちゃんと注視するべきやと思うんで、1年通じて物事を考えて、我々、単年度主義なんですね、回してるんやと。1年通じたことをいつも町民の皆さんことを考えてるんやというふうに見せてやってほしいんです。

やっぱりさっきの、もう長い間しゃべってはりましたけど、ごみのことやないけれども、多様化する人たちをお預かりする行政としてはね、やはりそういったところも細部にわたってここまで考えてるんだというふうに言えるようにしてやってほしい。でないと、もうこんなん多様化のやつ、こうや、ああやといつても、何も收拾つかへん。社会が多様化した中でもね、やはり芯がなかつたらあかん、そういった意味で、今確認させてもらった。

毎日のごみはなくなることがない。生ごみはこうやって処理するけども、今これからいろいろな分別で、あそこの場所、まだまだ使い続けるんやから、そんなにも加味して、ごみ事業については横串をしっかりと立てて、町民の方々にいろんな形でホームページでアップして、こうですよ、ああですよと浸透するようだけ、もう4月1日になつたら行ってしまうんやから、考えてこの予算で進めていって、次また春を迎えるんやつたらそれに越したことはないけれども、まだ12月、3月、もう3月も新しい予算やけども、12月にもう1回再度見直しがあってこうなんだと言えるんだったら、さっきの話じゃないけど、全員協議会開いてもらって、ちゃんと説明して、そうやな、そうやなど、次の階段に進めれるようにだけ予算措置、準備してやってください。

どうぞよろしくお願いします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第47号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ご

ざいませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第47号 令和7年度平群町一般会計補正予算（第3号）については原案どおり可決されました。

午後1時20分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憇 (午前11時49分)

再 開 (午後 1時20分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

日程第16 議案第48号 令和7年度平群町介護保険特別会計補正予算
(第2号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第48号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○8番

別に過年度の精算ということで、そのことについてはいいんですが、ちょっと2点ほど。

その過年度の精算でね、ここんとこずっと見ると、1,000万円単位で大体返すほうが圧倒的に多いと。もちろん、余分にもらったということに結果としてなるもんですから、精算で返還ということになるんですけどもね、その辺、毎年金額が結構多いのをどう見ているのかというのが1点。

それともう1点は、決算のときに聞いてもいいんですけども、9期の今年が2年目ですよね。今回、本期、今年度の補正は全くないんですが、9月になってるということで、まだ半年もたってませんが、昨年度、町長の挨拶であつ

たように、4,400万円の赤字を昨年度出しているわけですよね。基金が3億円あったから、今期、来年の9期の最終年度を見ても、それがなくなるということはもちろん考えられないんですけども、もともとの計画を超えてるという点が非常に気になってましてね、今年度について、その辺どのように見てるのか、計画との兼ね合いで、ちょっと説明していただければというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

毎年償還金のほうが多くなってるということなんですけれども、まず国、県のほうへ申請をする際に、積算する際、そのとき現在で出ている給付費の平均を取らせていただいて年間の見込みを出させていただいてます。ここのところ毎年なんですけれども、どうしても1月、2月、3月というのが給付費が少し落ちる傾向にありますし、そのところで償還金のほうが増えてるということになっております。

あと、次に、今年度の給付状況という形なんですけれども、今年度、今現在3か月分、もうすぐ4か月分出るんですけども、今日現在では3か月分の給付状況が出ております。こちらのほう、今年度は、現在、計画に対して実績率が97.3%で、ちょうど前年の同時期と比較しますと、前年度で97.5%ということで、ほぼ昨年と同推移で移行しております。この傾向を見ますと、今年度も大体計画どおりぐらいの実績でいくものと見ております。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第48号 令和7年度平群町介護保険特別会計補正予算（第2号）については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第17 議案第49号 令和7年度平群町下水道事業会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第49号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第49号 令和7年度平群町下水道事業会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第18 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める
ことについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

諒問第1号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めるについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法
第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

令和7年9月2日提出

平群町長 西脇洋貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字福貴畠2154番地

氏 名 五十川史一

生年月日 昭和26年4月28日

以上でございます。

○議長

続いて、町長の説明を求めます。西脇町長。

○町長

ただいま局長より朗読のありましたように、諒問第1号、人権擁護委員候補者の推せんを提案することについて御説明申し上げます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなど、様々な活動を行っていただいております。

五十川史一氏は、平成29年1月より人権擁護委員として地域社会の福祉向上のために御活躍を頂いておりますが、引き続き人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見を頂きますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長

お諮りします。

本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めるについて、適任であると答申することに決定いたしました。

続きまして

日程第19 濟問第2号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める
ことについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

濟問第2号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めるについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法
第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

令和7年9月2日提出

平群町長 西脇洋貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字福貴畠1569番地

氏 名 野口智恵子

生年月日 昭和32年2月7日

以上でございます。

○議長

続いて、町長の説明を求めます。西脇町長。

○町長

ただいま局長より朗読のありましたように、濻問第2号、人権擁護委員候補者の推せんを提案することについて御説明を申し上げます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなど、様々な活動をいただいております。

野口智恵子氏は、令和2年1月より人権擁護委員として地域社会の福祉向上のため、御活躍を頂いておりますが、引き続き、人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見を頂きますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長

お諮りします。

本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

1時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憇 (午後 1時35分)

再 開 (午後 1時45分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

日程第20 認定第 1号 令和6年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第 2号 令和6年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第 3号 令和6年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第 4号 令和6年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第 5号 令和6年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 5	認定第 6 号	令和 6 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 6	認定第 7 号	令和 6 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 7	認定第 8 号	令和 6 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 8	認定第 9 号	令和 6 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 9	認定第 10 号	令和 6 年度平群町水道事業会計決算の認定について
日程第 3 0	認定第 11 号	令和 6 年度平群町下水道事業会計決算の認定について

以上 11 件を、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。認定第 1 号から認定第 9 号までの提案理由の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者

認定第 1 号 認定第 2 号 認定第 3 号 認定第 4 号 認定第 5 号 認定第 6 号 認定第 7 号 認定第 8 号 認定第 9 号 提案理由説明

○議長

御苦労さまでした。

続きまして、認定第 10 号、認定第 11 号の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

認定第 10 号 認定第 11 号 提案理由説明

○議長

御苦労さま。

続きまして、監査委員から監査結果の意見を求めます。山本監査委員。

○監査委員（山本隆史）

監査委員の山本でございます。

それでは、一般会計及び特別会計決算審査結果の報告を申し上げます。

令和 6 年度の一般会計及び特別会計並びに基金の運用状況等について、本年 7 月 25 日から 8 月 15 日まで行い、町長に意見書を提出させていただきました。

審査方法につきましては、各決算書及び決算附属書類などが関係法令に準拠して作成されているか、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合確認などの手続を実

施いたしております。

審査の結果ですが、審査に付された各会計の決算は、いずれも諸規定に準じて適法に作成され、計数は適正に処理されていることが認められました。

また、御手元に議案と一緒に配付させていただいている決算審査意見書は、ページ別に決算審査意見書、決算の概要、一般会計及び特別会計の歳入歳出状況の年度別・項目別明細、基金の運用状況等、決算審査資料、最後に結びとして監査委員の意見を付しておりますので、精読いただきますようお願い申し上げます。

結びとしまして、一般会計における収支状況は、実質収支は黒字となり、この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支も黒字となっています。また、積立金取崩額がなかったので、実質単年度収支は黒字となっています。

歳入においては、歳入総額に対する自主財源の比率は30.6%で、構成比全体では依然として低い状況にあり、今後も自主財源の確保は最優先課題であることから、自主財源の根幹をなす町税については、税収体制の強化に引き続き努力されるよう要望いたします。町債については増加傾向にあることから、今後、各種事務事業の執行については、町債の発行を極力抑えた上で、財源として補助金、交付金等が見込まれる事業メニューの選択や模索をすることを要望します。

一方、歳出については、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は88.2%となり、前年度と比較すると0.2ポイント減少しています。早期健全化基準には至っていないものの、奈良県下及び全国的に見ても相当の高水準に当たることから、今後も新たな町債の発行を極力抑え、義務的経費も含めた歳出全般の抑制に努め、町債残高全体の縮減を図ることに留意しなければなりません。

特別会計では、各会計を総括すると、収支同額もしくは黒字となっています。

最後に、本町の財政状況は、人口減少による町税等の自主財源の伸び悩みや、少子・高齢化に伴う社会保障費の増加、これまで発行してきた町債の償還が高止まりにあることから、近年、非常に厳しい財政運営を余儀なくされています。また、財政の健全度を示す財政指標においては、実質公債費比率や将来負担比率は、令和5年度と比べ、若干の改善は見られるが、まだ健全な財政状況とは言えず、常に事務事業について効果検証を行い、経常経費及び町債発行の抑制に努め、限りある財源の中で有効かつ必要な施策のみを選択し、取り組むことが必要不可欠であります。

今後の状況として、全国的に少子・高齢化の進展に伴う社会保障費の増加が

見込まれる中、本町においては、高齢化が県下においても著しく伸びています。また、公共施設の老朽化及び新庁舎の建設という課題に直面しており、計画的な施設の補修、更新等に取り組んでいく必要があります。

これまで町が直面している課題のために、平群町緊急財政健全化計画において、収支不足による赤字決算の回避、重症警報の指摘部分の改善に対応する早期集中プランに基づいた施策を実施し、一定の改善効果が見られました。引き続き、将来的な財政体質の改善に向けた中期対応プランを着実に推進し、今後、全ての事業に対して事業内容を精査し、現状に見合った必要性の可否や事業ごとの成果や執行方法の検証など、計画的かつ効率的な予算執行を行うことを心がけ、持続可能な自治体運営に努め、この危機的な財政状況を乗り越えていただきたいと思います。

続きまして、公営企業会計決算審査結果の報告を申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました令和6年度平群町公営企業会計決算の審査結果につきまして、御報告をさせていただきます。

審査意見書につきましては、議案と同時に皆様方に配付させていただいております。

審査の概要は、その中の1ページに書かせていただいておりますように、本年7月25日から8月15日までの期間、審査に当たりました。

審査の結果につきましては、地方公営企業法及び関係法令の規定に基づき、おおむね適正かつ正当に処理されていたことが認められました。

決算審査内容の概要につきましては、平群町水道事業会計より簡潔に御報告を申し上げますので、審査意見書11ページ、結びを御覧ください。

令和6年度の給水人口は1万8,042人、給水件数は8,215件となっています。また、年間総配水量は223万9,749立方メートル、有収水量は182万9,231立方メートルで、前年度と比較し、0.03ポイント下降しています。給水収益は3億6,758万6,911円で、前年度と比較すると743万5,541円の増加となっています。その要因としては、必要な費用に収入が足りていないことが主な原因であると考えられます。

また、平群町水道ビジョンの財政シミュレーションでは、令和6年度に料金改定予定であるが、令和7年度より奈良県広域水道企業団の事業開始が予定されており、料金改定を見送ることから、企業団事業の開始までさらなる削減に努めるよう、公営企業としての経営改善が強く求められることを指摘し、決算審査として次の事項を述べます。

1、収益において、人口減少や住民の節水意識の高揚等により水道料金収入

が年々減少する一方、費用においては、高度成長期に布設した多くの水道管や施設が耐用年数を迎えることにより、多額の費用が発生することが予想されます。この点、令和7年度から奈良県広域水道企業団事業が開始されており、水道管や施設の更新等のための予算がこれまで以上に充てられることが期待されています。全国的に水道管等の老朽化による事故等が発生している状況からすれば、適時かつ適切な更新がなされることが望まれます。

2、水道料金については、奈良県広域水道企業団事業が開始された後も、住民に対して過度な負担とならないような適切な料金体系が維持されることを期待します。

最後に、本水道事業も、奈良県広域水道企業団事業開始により、新たな時代へと突入することになりますが、住民生活に欠かすことのできない重要なライフラインであることから、今後も住民が安心しておいしく飲める良質の水道水が安定して供給され、確保されることを望むものであります。

次に、平群町下水道事業会計を御報告申し上げますので、審査意見書25ページの結びを御覧ください。

令和6年度の処理区域内人口は1万1,232人、水洗化人口は1万624人となっています。年間有収水量は106万9,014立方メートルで、前年度に比べ4万8,550立方メートルの減少となっています。下水道事業収益は4億2,043万2,761円に対して、下水道事業費用は3億5,540万427円となり、収支差引きすると6,503万2,334円の純利益となっています。前年度繰越利益剰余金1億6,719万26円と合計を行い、2億3,222万2,360円を当年度末未処分剰余金として翌年度へ繰り越すことになっています。

今後も、下水道事業においては、事業の推進や施設の老朽化に伴う更新工事が必要となります。徹底した経費の削減を図るほか、公営企業として効率的かつ安定的な事業改善を求めるなどを指摘し、決算審査として次の事項を述べます。

1、平成30年度より地方公営企業会計に移行し、7年が経過しており、独立採算の形態で事業を運営することとした下水道事業ですが、本年度も全体で1億5,193万7,000円の一般会計からの繰入金があり、依然として厳しい状況となっています。今後も健全な財政運営に取り組んでいただきたい。

2、下水道使用料は下水道を経営していくための根幹となる財源であり、下水道施設の維持管理経費は下水道使用料で賄うことが原則であります。使用者負担の公平性を図るためにも、使用料を安定的に確保し、確実に収入していく

ことが求められます。また、水洗化率の向上は、施設の利用効率を高め、下水道使用料の増加につながることから、引き続き、下水道の役割や接続に伴う助成制度の周知、下水道未接続者への利用促進、普及活動に努めていただきたい。

最後に、下水道は、安全で快適な住民生活のための生活環境の改善、公衆衛生の向上、河川などの水質保全、市街地への浸水防止など、住民生活を行う上で重要なライフルインの一つであります。引き続き、計画的な整備の推進と適正な維持管理を図り、住民サービスの向上に取り組むとともに、より効率的かつ効果的な事業運営及び健全運営を望むものであります。

以上、監査委員からの決算審査結果の報告とさせていただきます。

○議長

御苦労さまでした。

午後3時20分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憇 (午後 3時06分)

再 開 (午後 3時20分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

これより本案11件に対する質疑に入ります。

まず、認定第1号 令和6年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。山口議員。

○8番

全般的なことでちょっと聞きますけども、この前からちょっと気になってるというか、今日も町長のほうから報告があった実質単年度収支についてね、前年度の実質収支と今年度の実質収支の差ということになってるんですけど、ほんまにそういうことなの。実質というからには、基本的に、単年度1年間の要するに収支、増えた、減ったということになると思うんですよ。例えば、今、実質収支が黒字になれば、黒字の半分以上を基金にそのまま積み立てるというふうに、国からの指導でなってるということが、3年か4年前でしたよね、平群町がやり出したのは。そしたら、昨年度の実質収支、3億何ぼあったうちの2億はもうその決算、5月の出納閉鎖した時点で積み立ててますよね。今年度も4億6,000万円の実質収支で3億円積み立ててますよね。それ、全然勘

定に入れずに実質単年度収支が1億6,900万円と、いや、ほんまにそんなんでええのというふうに思うんですけど、それは正味の1年間の財政が増えた、減ったという計算にはならないんじゃないかとこの前から思ってんねけどね。

その言い方として、実質単年度収支が実質収支の差を言うんであれば、それはそれでいいんやけど、でも実際、じゃあ何ぼ増えたんやと。増えたんじやない、何ぼ余ったんやということですね。幾ら歳入のほうが多かったんや、歳出のほうが多かったんやという計算ではできないんじやないんかなと思います。その点はどうなの。これでええわけか。それで、自分たちは分かりやすいわけ。聞いたほうはなかなか分かりにくいく思うんやけど。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

実質単年度収支の考え方についてなんですけども、実質単年度収支につきましては、これは決算統計上のルールとしまして財政指標上の計算ルールがありまして、当該年度に起因しない黒字、赤字の要素を除く調整措置があるという形になっております。具体的には、当該年度と前年度の実質収支の差引き額に財政調整基金の積立て額、公債費の繰上償還額をプラスをして財政調整基金の取崩し額をマイナスするという計算式になっております。

令和6年度の実質単年度収支が4億8,000万円で令和5年度の実質収支が3億1,000万円ということなんで、差引き1億6,000万円の単年度収支でありまして、6年度につきましては財政調整基金の取崩しや繰上償還がありませんので、同じ額、1億6,000万円の額が実質単年度収支ということになります。

財政上のルールということなんで、我々がこの財政上のルールにのっとってやってるということで御理解いただきたいと思います。

○議長

山口議員。

○8番

いやいや、それは分かってんねけど、じゃあね、昨年度の実質収支が1億5,642万6,000円なってんねけど、ちょっと昨年はあかんわな、繰上償還があるからあれやけど、昨年度の、要する繰越し額って、今年度、だから、今まで実質収支って、今課長言ったように、その年の実質収支から昨年度の繰越金、基金の繰入金を引いて、ほんで、基金の例えば積み立てたやつは積み立てたのを足した、この差で見るわけやね。要するに、1年間増えたか減ったか。それでいいたら、昨年度は3億6,900万円増えてるわけですよ。これは、

去年の2億円が積み立ててるから2億円の差が出るんやけど、ここで何ば言うたってどうなんか分からんけど、要するに、普通の人がぱっと見て実質単年度収支1億6,900万円といったら、じゃあ去年に対して今年は1億6,900万円しか、要するに累積の黒字は増えてないのかとなるわけよ。でも実際は3億6,900万円増えてるわけよね。それは、基金プラス今年度への繰越金を合わせた金額が、今、年度末の町が残ってるお金ということになるから、それ、1億6,900万円やと数字合わへんということになるからね。その辺で、そういう書き方でもええねけど、実際幾ら増えたかというのは、やっぱりそういうことで報告すべきじゃないかなという思うね。そうでないと、普通の人がぱっと見たってわけ分からんよね。

何でこんなことするのかちょっと分からんんですけども、その辺は、増えたのは3億6,900万円で間違いないよね。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

大変申し訳ございません。山口議員、6月議会のほうでも、いわゆる剰余金の考え方についてお示しいただいております。ひとつ、前年度の繰越金を当該年度の繰越金で差引きされてる部分もいわゆる増加額ということで見込んでおられるかと思うんですけれども、繰越金は翌年度にいきますので、その部分が単純に増加という形では計算上考えてない部分があります。実質の黒字、剰余金ということでございましたら、確かに実質収支のほうから決算剰余金処分してますので、実質収支額、いわゆる前年度の繰越金がございますんですけども、剰余金の部分かなというふうに考えますが、先ほども説明いたしましたとおり、実質単年度収支につきましては決算統計上のルールということで、1億6,000万円というような計算結果となってます。ちょっとその差が出てるのかなということと、5年度の決算におきまして、2億円の決算剰余金を処分してますので、その差も乖離の要因ではないかなというふうには思います。

以上です。

○議長

山口議員。

○8番

ちょっとしつこくて申し訳ない。

要するに、今年度も4億何ぼあって、3億円が要するにどこにも出てこない。基金の積立てには出てくるんだけど、それね、今年の3億円は決算には出てくるわけ。去年の2億円も決算には出てるわけ。去年の決算にはね。でも、去年

の2億円、だって実質収支から実質収支引いたら、2億円積んだ去年のやつが、この2億円どこにも、どこ行ったんやという話になるからね。それ全部黒字分でしょうという話なんです。

だから、もういいですけど、その辺ね、説明のときに、正味何ぼ増えたかというのをやっぱり見ないと、赤字になったときはそれせんでもええから必要ないんだけど、でも、これ今10億円以上基金積んでるから、当面実質収支が赤字になるということはあんまりないわけでしょう。ただ、単年度収支が赤字になれば実質収支を減らしておけばええわけやからいいんだけど、それやったら、年度内に基金に積み込んでおいたらええのと違うのと、まあまあええけど、思いましたけど、それが一つ聞きたかったのと、あと、あれ、款ごとにやるの。もう全部。

○議長

全部です。歳入も。

○8番

そしたら、もうちょっと資料請求だけしときますね。

一つは、農林振興費の特定農業振興ゾーン整備事業負担金、これ、梨本と上庄のところの整備事業だということなんですが、そのちょっと詳細な資料ね。これは、単年度じゃなくて年度またがるということなんで、全事業の内容について資料をお願いしたい。

それから、歳入のほうで、一つは町営住宅と改良住宅の、去年も資料請求してますけれども、使用料の決算資料ね、何年か、3年か4年分、いつも出してもらってると思います。それと同時にね、今の町営住宅・改良住宅の空き家、要する空き家というのは、今使ってない、部屋はあるけど使ってない。例えば、くろもと団地だったら、あそこは3棟ですから、全部で36戸入れるわけですが、そのうち何戸空き家があるのか。要するに、住んでない部屋があるのか。それを、それぞれの住宅、町営住宅や改良住宅ごとに資料として出していただきたい。

その3点。もう1点ある。特会は別でええねんね。

○議長

特会は別。

○8番

じゃあその三つです。

○議長

事業部長。

○事業部長

ただいま資料請求のありました特定農業振興ゾーンの複数年度またがった詳細な資料と、あと、住宅の滞納状況と住宅の空き家の状況の資料、3点提出させていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。植田議員。

○7番

最初に資料請求を一つお願いします。

防災関係のところで、政策体系のときにも私お聞きしたんですけども、防災協定ね、今平群町、どことどういう形で結んでるのかというの、新しく入ったところも含めて答えてはいただいたんですが、一覧にしたものと、すみませんが頂きたいんです。それは多分、これからいろいろ変わっていくのでね、今回の事前資料の中に、これからちょっと入れ込んでいただきたいなということも併せてお願いしたいというのが一つです。

それと、今、駅前なんかに避難所マップというのがありますよね。あれって、何年かに一遍見直しをかけて、変わってるところはきっちりやり替えるということになってるのかどうか。というのは、東山はまだかんばのところが避難所になったままでし、たしか福祉避難所にレイモンドが入ったと思うんですけども、そういうふうな、今の時点のできるだけ正しい表示というのをしていかないといけないんですけども、この避難所マップというのは町内に何か所あるのかというのと、今の件についておっしゃっていただくのと、それから防災協定の一覧の件と、すみません、この三つ、よろしくお願いします。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

まず、防災協定の資料請求の件なんですけども、こちらのほうは用意させていただきます。来年度から事前の資料の追加ということで確認しましたので、追加のほう、していきます。

それと、防災マップの関係なんですけども、こちらにつきましては、各駅前にマップのほう、提示しております。内容につきましては、確かに古い状況でありますて、今のハザードマップと併用しております。これにつきましては、今年度、ハザードマップのほうを改定していくので、それと併せて、駅前の周知のほうも、改善のほう、確認のほう、していきますので、よろしくお願ひします。

○議長

植田議員。

○ 7 番

ありがとうございます。

できるだけ住民さんには最新の情報がきちっと認識してもらえるような努力はしていただきたい。駄目になったところは消すぐらいはできると思いますので、やっぱりそういう対応を迅速にやっていただきたいというのをお願いしておきます。

それとね、事前資料の中で、22ページのこども園の関係なんですが、これ、今待機児が発生してるんですね、これ見てたら。入園保留がゼロ歳児で3人、1歳児で2人、2歳児で2人、合計7人ということになってるが、そういう認識でいいのかどうかというのが一つ。

それと、ゼロ歳児で3人というので、ゆめさとは確かに定員いっぱいなんですけど、はなさとが、一応定員9人で、今6人の在園児ということで、3人空いてるのに、地域的なもので行けないからそこになってるのかどうか、ここら辺の状況と今の待機の状況、3月の予算のときの資料では待機ゼロになってたんですけど、いつ頃から増え出したんかも含めてよろしくお願ひいたします。今後、解消できそうな状況があるのかどうか、その点も含めてよろしく。

○議 長

こども支援課長。

○こども支援課長

今の御質問なんですけれども、確かににはなさとこども園の定員、9名のところ、6名なので、あと3人というのが入れるということにはなるんですけども、こちらのほうは、今職員募集のほうはしてるんですけども、1人保育士のほうが入れば3人見れるというところにはなるんですけども、1歳児と2歳児のほうに関しましては、もう定員超過ということになっておりますので、それ以上は入れないということになります。これがいつから増えたかということだったと思うんですけども、確かに10月、11月の一斉申込みの時点で4月入園のときは待機児童がなかったんですけども、やはり転入とか、職業でお勤めになられる育休復帰ということで、やはり4月以降にちょこちょこ増えていくんですけども、何人かの方は育休の延長ということで、この方たちは、今載ってるところは、実際はっきり言って待機ということになっております。

○議 長

植田議員。

○ 7 番

これ、ほか、私も昨日ちょっとお聞きした中で、町内に私立のところも、レイモンドさんができて、そこも電話したけど断られたということ、多分、年齢

の小さいところはいっぱいなんだと思うんですけども。ということは、それやつたら、この横のゼロ歳児3で、保育士、前やつたらそういうふうに書いてたと思うねん、多分理由としてね。この保育士1名というのは、今募集、当然かけてはるとは思うんですけども、見通しがあるかどうか分からへん、何か問合せとか来てるんですか。そこら辺どうでしょう。

○議長

こども支援課長。

○こども支援課長

会計年度のほうで募集をかけてるんですけども、やはりこの時期でなかなか募集のほうをしていても問合せ等もありませんし、登録のほうもありませんし、ゼロ歳児のほうは一時保育で何とかしのいでいただいている方とかもいらっしゃるんですけども、やっぱり実際問題、特別支援で必要なところに先生を充ててしたりしますので、ちょっとゼロ歳児のところに来られるという優先順位といったときに、ちょっとお待ちしていただいているということにはなっています。

○議長

植田議員。

○7番

銳意努力していただいて、これ、来年4月から、今回私、また質問しますけど、こども誰でも通園制度も始まります。そこでも保育士確保が全国的にいろいろ言われるので、そういう意味では、かなり保育士さんを見つけるのが大変な状況ではないかと思うので、そういうことも踏まえてちょっと平群町は頑張って、保育士確保にいろいろ努力をしていただきたい。してはるとは思うんですけども、工夫も含めて、もうぜひ、保育士がいなくて受けられないという状態はもう極力なくしていただきたいというふうに思います。

○議長

ほか、ございませんか。森田議員。

○11番

決算審査の委員じゃないんですけど、ちょっとデータ的にストックしたいもので、今から3点か4点申し上げますが、先ほど山口議員からもありましたが、使用料だけじゃなくて、根幹は、監査委員からも指摘もありましたように、徴収業務をきっちりしなさいということですので、税と使用料、滞納とですね、前年度からどのように変わったとか、前年度の徴収はどうなったのか、使用料幾ら払ってくれたのか、そのような資料をお願いしたい。

もう一つは、職員の人工費、社会保険料とか等を全部含めた人工費が正職で幾ら、任期付職員で幾ら、大体年平均どれぐらい職員が所得もらってるかです

ね。私のほうは、度々、6月議会でも申し上げましたが、やはり管理職の手当も上げてあげる必要があるということのデータとして使いたいと。

それとですね、公用車、町有車の最近事故が非常に多いと。毎年そういうことで出てきておりますので、公用車の事故、前年度とどのようになってるのかということと、庁内の駐車場を見てもですね、止まってる車が多いと。100%を稼働するということはまず不可能だと思うんですけど、車ごとの走行距離、前年度とかどのように変わってるのか、そういう資料をお願いできませんでしょうか。

4点。

○議長

税務課長。

○税務課長

初めに、森田議員さんから請求ありました使用料とか税の関係資料なんですが、これは前年度も入れると、だから、5年、6年を見比べて滞納額がどれだけあるか、各税と使用料、その辺りの資料を作らせてもらったらよろしいでしょうか。そしたら、その分、ちょっとまた集計させてもらってくるようにしますので、お願ひします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

失礼します。残りの3点です。

森田議員さんからの資料請求の職員の人事費で、今回、事前配付資料では一般会計の数字を載せておりますが、全会計ということで、全会計の推移と職員数について、資料としてお出しいたします。

また、公用車の事故の件数、前年度比ということで、年度を終える分について、比較表なりつけて出させてもらう。

公用車の走行距離につきましては、今回の事前配付資料の2ページ、3ページにありますので、またそれ以上のものが御入用でしたら、改めてよろしくお願いします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。稻月議員。

○6番

事前提出資料の35ページに有害鳥獣駆除事業の資料がついているんですが、特定外来生物、クビアカツヤカミキリの対策について、熱心にやっていただい

てるし、国からの助成金も利用して頑張ってやっていただいているんですけども、その状況ですね、どれぐらいの木の駆除を実施をしてきたのか。公的な街路樹、それと民間のところでも希望があれば一定駆除されたりとか、そんなんも積極的にやっていただいているんで、その効果とか、その辺の分かるような資料、出していただけたらありがとうございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいま資料請求いただきましたクビアカツヤカミキリの駆除の数字とですね、あと、公的・民間の樹木の内訳などですね、駆除の状況が分かるような数字の資料をお出しをさせていただきたいと思います。

○議長

稻月議員。

○6番

廃棄物の有価物の回収のところなんですけども、団体に対する補助金の推移というのを、かなり長い年月、減ってきてるという状況は資料としてお出しをいただいているんですけれども、その反面、リサイクルセンターですかね、回収場所、役場の裏とか北地域、南地域と造っていただいて、そこでの回収量、回収品目、その辺が分かるような資料をお願いしたいんですけども。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

リサイクルセンターで回収をさせていただいております回収している量と、あと品目について、資料としてお出しをさせていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第1号についての質疑を終わります。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議 長

続きまして、認定第2号 令和6年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第2号についての質疑を終わります。

続きまして、認定第3号 令和6年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。ございませんか。山口議員。

○8 番

ちょっと資料請求だけ。

町単独の保健事業の事業内容と、その経費の資料を出していただけますでしょうか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

国保の特別会計の中でということで、町の単独事業、保健事業のその事業の内容と、あと経費の内訳について、資料としてお出しをさせていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第3号についての質疑を終わります。

続きまして、認定第4号 令和6年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第4号についての質疑を終わります。

続いて、認定第5号 令和6年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第5号についての質疑を終わります。

続きまして、認定第6号 令和6年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第6号についての質疑を終わります。

続きまして、認定第7号 令和6年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第7号についての質疑を終わります。

続いて、認定第8号 令和6年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第8号についての質疑を終わります。

続いて、認定第9号 令和6年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第9号についての質疑を終わります。

続きまして、認定第10号 令和6年度平群町水道事業会計決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第10号についての質疑を終わります。

続きまして、認定第11号 令和6年度平群町下水道事業会計決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第11号について、質疑を終わります。

本案11件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案11件については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託した上、審査することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算審査特別委員会の名簿を配付いたします。

名簿配付

○議長

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会運営委員会で内定しております。お手元に配付いたしました名簿のとおり、6名を選任いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま申し述べましたとおり決定いたしました。なお、委員長に稻月議員、副委員長に井戸議員にお願いいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。御多忙のところ恐縮ではございますが、9月4日、5日の両日、決算審査特別委員会をよろしくお願ひいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散会 (午後 3時53分)